

平成22年度

決算概要(ダイジェスト版)



新発田市

平成22年度決算概要

一般会計	歳入総額	442億8,335万円	(前年度比 0.3%減)
	歳出総額	419億8,666万円	(前年度比 2.0%減)

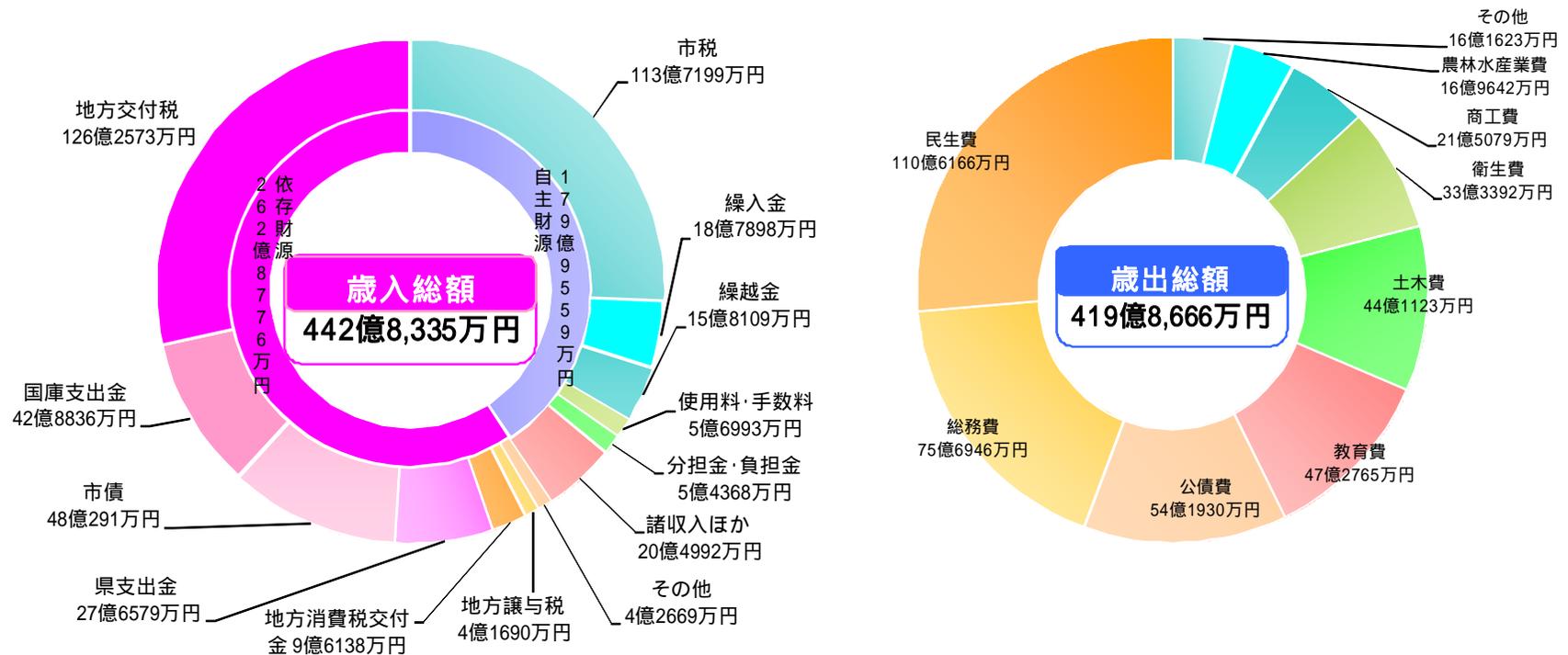


平成22年度は、歳入で前年度比0.3%の減、歳出では2.0%の減となりましたが、前年度に引き続き国の経済対策関連事業を活用し、前倒しにより事業の実施に取り組んだことから、2年連続で決算規模が拡大する傾向を示しています。

一方で、健全な財政運営に努めたことにより、実質収支(歳入歳出差引額から翌年に繰越した事業の財源を控除)が18億1,609万円、前年度比36.2%の増となりました。

景気低迷による厳しい財政状況の中でも、主要な財政指標は良い水準を保っています。

新発田市の平成22年度の財政状況は、前年度に比べて、財政力指数が0.032ポイント低下したものの、経常収支比率については5.8ポイント好転しています。財政の健全化判断比率は、いずれの指標も警戒ラインを大きく下回っています。



特別会計

歳出総額 244億6,188万円(対前年度比1.0%減)

特別会計とは、市が特定の事業を行う場合、その事業で得られる収入を財源として支出するために、一般会計とは別に経理する会計のことです。

土地取得事業

3,864万円(54.0%)



街路事業など、小規模な用地の先行取得にかかった経費

介護保険事業

72億5,005万円(6.1%)



介護予防サービスや福祉用具購入費助成事業にかかった経費

下水道事業

44億4,276万円(12.1%)



公共下水道施設の維持管理経費及び施設整備経費

藤塚浜財産区

901万円(29.3%)



藤塚浜財産区所有地の維持管理経費

国民健康保険事業(事業勘定)

99億8,914万円(2.5%)



国民健康保険法に基づく医療サービスなどにかかった経費

後期高齢者医療

8億4,886万円(1.0%)



高齢者の医療の確保の法律に基づく医療サービスなどにかかった経費

宅地造成事業

1,151万円(89.0%)



宅地として整備した用地の売却費及び維持管理経費

国民健康保険事業(施設勘定)

6,062万円(4.5%)



国保紫雲寺診療所の維持管理経費

簡易水道事業

2億6,568万円(4.4%)



上水道未普及地域の簡易水道施設の維持管理経費及び施設整備経費

西部工業団地造成事業

1億7,480万円(32.8%)



佐々木地区に工業団地として整備した用地の売却費及び維持管理経費

老人保健

1,223万円(21.6%)



老人医療サービスにかかった経費

農業集落排水事業

12億8,649万円(5.3%)



農業集落排水施設の維持管理経費及び施設整備経費

コミュニティバス事業

7,209万円(3.0%)



コミュニティバス運行及び市街地循環バス実証運行経費

()内の数値は、対前年度比

水道事業会計

支出総額 35億2,792万円(対前年度比22.2%減)

水道事業会計とは、上水道の施設維持管理経費及び施設整備経費の収支を扱う会計です。

一般会計歳出
市民一人当たり

一般会計の支出額を市民一人当たりへ換算すると、**40万9,283円**になります。
平成21年度は41万5,809円でした。()内の数字が平成21年度の支出額です。

1

民生費



子どもやお年寄り、障がいのある人など福祉のために使われるお金

107,828円 
(97,634円) +10.4%

2

総務費



行政経営や市税の賦課・徴収、広報の発行に使われるお金

73,786円 
(81,444円) △9.4%

3

公債費



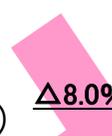
借入金返済のために使われるお金

52,827円 
(48,135円) +9.7%

教育費



小・中学校、幼稚園、体育施設や教育の振興に使われるお金

46,085円 
(50,076円) △8.0%

土木費



道路、街路、公園の整備など住環境を整備するために使われるお金

43,000円 
(47,251円) △9.0%

衛生費



健康診断などの市民の健康推進、ごみの収集、リサイクルのために使われるお金

32,499円 
(32,643円) △0.4%

商工費



商工業や観光の振興のために使われるお金

20,966円 
(24,929円) △15.9%

農林水産業費



農業や林業、水産業の振興のために使われるお金

16,537円 
(17,139円) △3.5%

注1:人口は平成22年度末の住民基本台帳人口102,586人(平成21年度末102,994人)によります。

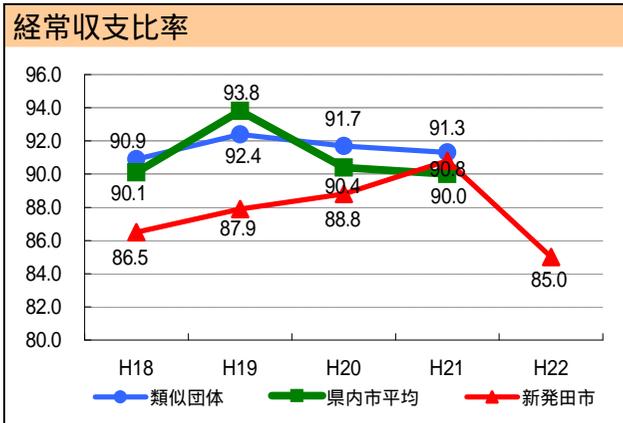
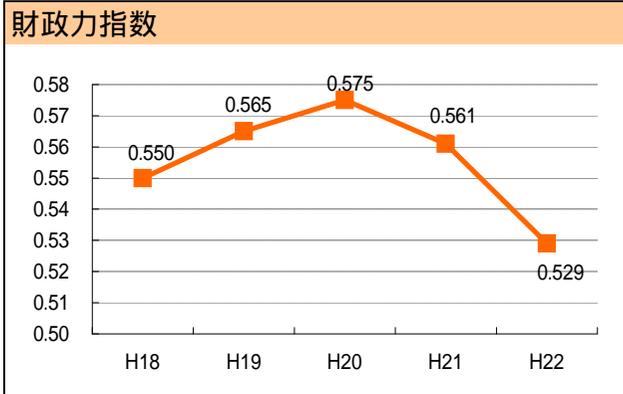
注2:矢印の上下は、前年度の決算額に対する増減をイメージしたものです。

財政指標

財政の健全性を判断する比率は、いずれも基準内の範囲に入っています。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、4つの健全化判断比率と、公営企業の資金不足比率を議会に報告し、公表することを義務付けています。

将来負担比率は、前年度に比べて上昇したものの、いずれの比率も基準内であり、良好な状況にあるといえます。



健全化判断比率等				
比率	当市の比率	早期健全化比率	財政再生基準	比率の内容
実質赤字比率	-	12.02%	20.0%	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	-	17.02%	35.0%	全会計を対象とした、実質赤字の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	11.8% (11.8%)	25.0%	35.0%	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	59.5% (59.1%)	350.0%	-	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
資金不足比率	-	経営健全化基準 20.0%		公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率

()内の数値は、平成21年度数値

